

あなたの思いや、 故人のご遺志が + かたち + になります

近年、「自身で築いた財産の中で、相続させた後の余剰財産を赤十字に寄付したい」また大切な方を亡くされた方々から、「故人の遺産を社会のために寄付したい」などのご相談やお申し出が増えています。

日本赤十字社徳島県支部では、こうした尊いご意思にお応えするために、「遺言」や「相続財産」によるご寄付を提案させていただいております。

ここが安心!

(1) スムーズに手続きを進める ためのサポート体制

日本赤十字社徳島県支部では、阿波銀行様と提携し、ご寄付いただく方のご意思を尊重したスムーズで安心な遺贈手続きをサポートさせていただきます。

(2) 税制上の優遇措置が受けられます

日本赤十字社徳島県支部に遺贈された財産や、相続税の申告期限までに相続人が寄付した財産には相続税がかかりません。

あなたの“思い”を、
身近なところから世界まで、
命を守る赤十字活動に
かたちをかえてお届けします。

■日本赤十字社とは…

苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも人々の「いのちと健康、尊厳」を守る人道活動を行う世界的な組織です。

- 災害救護活動
- 国際活動
- 救急法等の普及活動



- 赤十字ボランティアの養成
- 青少年赤十字活動
- 献血・医療・社会福祉活動



災害救護をはじめとする赤十字活動は、皆様から寄せられる赤十字活動支援費や寄付金に支えられています。

遺産のご寄付等のお問い合わせは

 **日本赤十字社** 徳島県支部
Japanese Red Cross Society

〒770-0044 徳島市庄町三丁目12番地1

TEL 088-631-6000

FAX 088-631-6100

後世に引き継ぐ あなたの思い

～遺産のご寄付をお考えの皆様へ～



 **日本赤十字社** 徳島県支部
Japanese Red Cross Society

協力  **阿波銀行**

遺言によるご寄付

■ 遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを遺贈といいます。

この遺言による相続は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

この遺言による方法で、財産の一部の受取人として日本赤十字社徳島県支部を指定することができます。

一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続を円滑に進めることができるといわれています。

また、必要に応じて内容を書き換えることも可能です。



■ 遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。

財産の寄付をご検討される場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めしています。

■ 公正証書遺言とは？

証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。

遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。

■ 遺言執行者について

遺言書を作成する場合に大切なことは、遺言執行者を指定していただくことです。

財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続をする方が必要になってきます。

不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行者にその財産を現金化してもらうよう遺言で指示することもできます。

日本赤十字社徳島県支部への不動産や有価証券などの現金以外の財産のご寄付については、遺言執行者が換価現金化していただく方法をお願いしています。

遺言執行者は信頼できる方を指定することはもちろんですが、法律に詳しい弁護士や専門機関である信託銀行などに依頼する場合があります。



相続財産のご寄付

「故人の遺産を赤十字の人道活動を通じて、社会のために…」というお申し出にお応えするために、相続財産からのご寄付を承っております。

なお、不動産や有価証券などの現金以外の財産のご寄付については、換価現金化したうえでご協力いただく方法をお願いしています。

■ 遺産の寄付には相続税がかかりません

ご遺族の方が相続された財産を日本赤十字社徳島県支部に寄付した場合、その寄付された財産には相続税がかかりません。

相続税の申告期限内（相続開始から10カ月以内）に日本赤十字社徳島県支部にご寄付いただいた場合は、日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付して相続税の申告を行ってください。

■ 相続税の非課税（租税特別措置法第70条）

相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

